

明治大学商学研究所にかかわる運営内規

明治大学商学研究所

(目的)

第1条 明治大学商学研究所（以下「商学研究所」という。）は、明治大学学則に則り、商学及び商学関連分野の研究並びに研究・調査資料の収集を行うものとする。

(商学研究所の事業)

第2条 商学研究所は、前条の達成のために、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 明大商学論叢の発行
- (3) 研究・調査資料の収集
- (4) その他商学研究所の発展のために必要な事項

(所員)

第3条 商学研究所の所員は、原則として、明治大学商学部所属の商学及び商学関連分野の専任教員とする。

(研究所所長)

第4条 商学研究所所長（以下「所長」という。）は、商学部長が兼務する。

2 所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

(所員総会)

第5条 所員総会は、次の事項を審議する。

- (1) 商学研究所の運営に関する事項
- (2) 明大商学論叢の編集・発行に関する事項
- (3) 研究・調査資料の収集に関する事項
- (4) 本内規の改廃に関する事項
- (5) その他商学研究所の充実のために必要とみなされる事項

(運営委員会)

第6条 商学研究所の運営のために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、第3条第1項に規定する所員の中から、研究社会連携企画委員が兼務する。

3 運営委員長は、研究社会連携企画委員長が所員から選出された場合は当該委員長が兼務し、所員以外の場合は、運営委員の互選により決定する。

4 運営委員会は、第5条に規定する事項を審議する。

5 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(特任研究員)

第7条 商学研究所は、他機関との研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、特任研究員の制度を設ける。

2 所員は、必要に応じて、特任研究員を招聘することができる。

3 所員が特任研究員を新規に招聘するときは、当該候補者にかかわる略歴書を商学部事務室を通じて所長に提出し、所員総会にて決定する。

4 特任研究員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第8条 商学研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 法人予算によって認められた経費
- (2) その他の収入

(雑則)

第9条 この規定にかかわる実施細則は、別に定める。

付 則

1. この改正は、1999年4月1日から施行する。
2. この修正は、2000年4月1日から施行する。(2000.3.7.修正)
3. この修正は、2023年6月13日から施行する。(2023.6.13.修正)
4. この修正は、2024年4月1日から施行する。(2024.1.27.修正)